



気候変動適応法と地域気候変動適応センター

2018年は、気候変動への適応を進める上で重要な年となりました。

西日本の豪雨、夏の異常高温、台風の上陸などによる気象災害が連続し、多くの人々が気候変動を実感した年でした。また、こうした気候変動による影響への適応を進めるため、「気候変動適応法」*が成立した年でもありました。

これまでも気温の上昇や豪雨の増加などによって、高温による農作物への影響や想定外の河川氾濫、熱中症による健康影響など、さまざまな側面に気候変動の影響が現れています。今後はこうした影響がさらに深刻化するおそれがあることから、気候変動による影響を回避・軽減すること（＝気候変動への適応）が重要になっています。

.....

「気候変動適応法」の成立は、私たち地方公共団体にとって大きなインパクトがありました。それは法律の中で「地域での適応の強化」がうたわれているからです。気候変動による影響は地域の自然や社会の条件によって異なるため、適応も地域の状況に応じて行う必要があります。そのため、地方公共団体には、地域の気候変動適応を計画的に進めるための地域気候変動適応計画の策定と、地域の気候変動適応に関する情報の収集、分析、提供の拠点となる地域気候変動適応センターの指定が、努力義務です。

*気候変動適応法の概要 http://www.env.go.jp/earth/tekiou/tekiouhou_gaiyou.pdf

れども、求められています。

.....

長野県では、今年（2019年）の4月1日に、地域気候変動適応センターとして「信州気候変動適応センター」（仮称）を設置する予定です。すでにセンターが設置されている埼玉県、滋賀県に続いて全国3番目となりそうです。センターの運営は長野県環境部環境エネルギー課と当研究所が共同で担い、これまで当研究所が取り組んできた気候変動に関する研究成果を発信していく予定です。ホームページの開設準備も現在進めていますので、楽しみにしてください。

.....

一方、多くの地方自治体ではまだ、自分たちは何をすべきか、何ができるかなど、悩みを抱えています。こうした地方公共団体の現状と課題を共有し、今後につなげることを目的としたワークショップ（2018年12月5日実施）が、国立環境研究所の主催で行われ、全国から53の自治体が参加しました（写真）。長野県は全国の中でも比較的早くから適応の取組を進めていたので、ワークショップでは先進事例の一つとして県の取組を紹介しました。今後、地方自治体間の情報共有が進み、全国に地域気候変動適応センターの設置が広がることで、日本が気候変動影響にレジリエントな安全・安心な社会になっていくものと期待しています。（浜田 崇）



ワークショップの集合写真
(A-PLAT <http://www.adaptaion-platform.nies.go.jp> より提供)